



地域包括支援センターだより

【問合せ先】桂川町地域包括支援センター（桂川町総合福祉センター内） ☎65・4401

■ 認知症専門医の受診はなぜ必要？ ～認知症は早期の発見が必要です～

年齢を重ねると身体機能と認知機能に不安を感じることがあります。

「認知症かもしれない。でもどこで検査してもらえば良いかわからない」と戸惑う高齢者やご家族は少なくありません。

そんな時は、まずかかりつけ医にご相談ください。かかりつけ医がおられない時は、認知症専門医のいる病院を受診してください。

認知症は、放置すると徐々に進行してしまいますが、早期発見と適切な治療をすることによって、個人差はありますが、進行を遅らせることができる

可能性がある病気です。「物忘れが増えてきたな」、「何か変だな」と思った段階での受診が理想的です。

「自分が認知症かもしれない」という不安は、とても大きなものがあります。病気のことを知られたくない方や病院受診に抵抗がある方は、家族だけで抱え込まず、桂川町地域包括支援センターにご相談ください。



チャレンジ 脳トレ！

8つ並んだ漢字のうち、4つを使って四字熟語を1つ作りましょう。

- ① 無 中 上 横 音 下 尽 縦
- ② 古 冷 新 同 故 温 刀 知
- ③ 日 楽 一 十 千 快 大 秋
- ④ 蒼 外 晴 空 雲 星 天 勇

答えは次号の8月号で！



Q&Aのコーナー

～クーリング・オフ制度～

- Q.** 訪問販売で勧誘され、十分に調べたり考えたりせずに契約してしまい、今は後悔しています。どうしたらよいですか？
- A.** 訪問販売や電話勧誘販売など、不意打ちな勧誘をされると、思わず買ってしまうこともあると思います。こんな時に考え直すことができるために導入されたのが、クーリング・オフ制度です。法律で定められた期間内であれば、違約金を払うことなく無条件で契約を解除することができます。契約した後でも諦めずにできるだけ早く、消費生活センターや桂川町地域包括支援センターにご連絡ください。

- 飯塚市消費生活センター ☎22・0857
- 桂川町地域包括支援センター ☎65・4401